

平成 30 年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

生麦地域ケアプラザ

2 事業計画

1 全事業共通

地域の現状と課題について

生麦地区は歴史がある地域だと考えています。

『生麦事件』『蛇も蚊も』『杉山神社例大祭』を始めとした数々の伝統行事があり、地域の方々が一丸となって町を盛り上げています。伝統行事を通して、若い世代へ伝統を継承することにより、住民同士がつながり、様々な世代が交流するきっかけとなっています。また、生麦に愛着を持っていらっしゃる方も多く、向こう三軒両隣の関係や、地域活動などを通して人と人との温かいつながりがあります。生麦地域ケアプラザの隣には、地域の方々が長く支えている『生麦地区センター』、『ふれあいの家』があり、住民同士のつながりと活動の拠点となっています。

地域の状況としては、国道 15 号線と鉄道線路の間に新しいマンションが立ち並び、子育て世代の居住率の高まりと併せ、地区別高齢化率も高まり、地元の方と転入者の方が混在している傾向にあります。そのため、これまで大切に守られてきた伝統を、次世代へ語り継ぐことのできる支援が必要であると考え、多世代交流や青少年育成、子育て世帯へのアプローチ等を積極的に行い、世代を超えたつながりやネットワークの拡充が必要だと考えます。

(1) 相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

- ① 初回の相談は、全職員が職種を限定せずに対応します。
- ② 相談内容に応じて、各専門職や担当職員が支援を行います。
- ③ 様々な相談に対応できるように、鶴見区との連携や専門機関を紹介するなどの対応を行います。
- ④ 様々な情報を収集・提供していけるように関係機関と顔の見える関係を強めてきます。

(2) 各事業の連携

- ① それぞれの専門性を活かし、互いの役割を補完し合えるよう努めます。そのために、全体で共通の対応が必要なことは、毎朝のミーティングや全体職員会議にて情報を共有します。
- ② また、様々な場面での見守りや支援が必要なケースは適宜把握している情報を共有し、対応方法などを検討します。
- ② 各事業の業務を通して得た地域情報などの共有に努めます。
- ③ 事業ごとに担当の対象を限定するのではなく、地域の幅広い年代の方々が参加、交流できるように、連携して自主事業を企画、実施します。

(3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

- ① 指定管理で求められる必要職員を適正に配置します。
- ② 毎月行われる全体職員会議において毎月テーマを設定し、研修を行います。
- ③ 職員の専門性を高めるための育成を行っていきます。
- ④ 非常勤職員を含め、積極的に外部内部研修を受講し、スキルアップに努めます。
各自が参加した研修は研修報告書を通じて、参加職員以外への共有を行い、全体のスキルアップにつなげます。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

- ① 地域の関連団体との連携のため、自治会・町内会、民生委員・児童委員協議会、その他地域関連団体などの会議に積極的に参加し、情報発信やニーズの把握に努めます。
- ② 地域で活動する団体の情報を可視化し、それぞれに素晴らしい活動をする組織の横のつながりを育みます。
- ③ 年齢や性別の違い、障がいの有無に関わらず地域のどなたでも、自由に参加できる自主事業などを通して、ネットワーク構築に努め、顔の見える関係の中で互いに支え合える地域づくりに努めます。

(5) 区行政との協働

- ① 各種連絡会に参加し、情報を共有し積極的に協働を図ります。
- ② 鶴見あいねっとの地区別支援チームメンバー、推進メンバーとして、鶴見区や鶴見区社会福祉協議会と協力しながら地域課題に対して積極的に取り組みます。
- ③ 鶴見区や担当地区の課題に対して、関係機関と協働して積極的に取り組みます。
- ④ 個別支援については、地区担当保健師、ケースワーカーと定期的に連絡会を開催し、支援の検討などを継続的に行います。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

- ① 誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らせるように世代毎のニーズに応じて、地域資源をいかした健康や趣味など幅広い事業を行い、世代を超えた交流、地域でのつながりがより一層広まるように働きかけます。
- ② 自主事業の参加者にとどまらず、個々の持つ潜在的な力を地域で発揮し活躍されるように活動の場を提供することで、担い手発掘・育成を行います。
- ③ 新たな取り組みとして、自主事業や講座に参加するとスタンプがたまる「なまちゃんスタンプラリー」を実施し、健康意識を高め、地域での交わりを育み、心身共に健やかな日々を過ごされる一助とします。年度末にはスタンプ獲得数に応じて表彰を行い、継続して意欲向上を図ります。
- ④ ケアプラザを会場として行う事業のみならず、様々な事情で来館することが難しい方とのつながりを絶やさないように、地域ニーズに応じ出張講座を行います。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ① 活動種類別に「団体活動紹介シート」を掲示し情報を発信することで、活動したい人と団体をつなぎ、新たな活動展開へと働きかけます。
- ② 利用率が少ない時間帯の利用率を上げるため、広報誌にて貸し室の利用案内と、おすすめの利用時間帯情報を発信します。
- ③ 地域で身近な活動拠点として活用していただくために、貸し室の最新の空き状況を見やすく掲示します。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

- ① 活動者の希望に沿った活動となるようにヒアリングを行い、活動前オリエンテーション、活動後にはフォローアップを行いサポートします。
- ② 地域ニーズに基づいたボランティアを育成するため、生麦中学校ボランティア部や鶴見区社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、地域で大切にされている行事で活動機会を提供し地域に根差した活動をコーディネートします。
- ③ 活動の中での困りごとを気軽に相談できる仲間づくりの機会として、交流会を実施します。また有用感を感じ、継続した活動となるように感謝会を行います。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ① 地域の行事や定例会に積極的に参加し、気軽に相談しやすい顔の見える関係を構築し、福祉保健活動団体や人材、活動情報の把握、ニーズにあった情報提供を行います。
- ② 掲示板や回覧板から情報を得られることの多い生麦地域において、自主事業や講座の案内、地域行事などを分かりやすく掲載した広報誌を毎月発行し、回覧していただきます。広報誌とは別途、掲示板用広報を作成し、身近に得たい情報を得られるように情報発信を行います。
- ③ 法人 HP でタイムリーな情報提供、活動報告を行い、知りたい情報を気軽に手に入れられるように発信します。
- ④ 団体の枠組みにとらわれることなく、同じ地域で活動する団体同士のネットワークを構築し、新たな活動を広めるきっかけとして「団体交流会」を実施します。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

- ① 生活支援体制整備事業について、広く地域へ発信を行っていきます。
- ② ケアプラザ内の連携にとどまらず、鶴見区役所及び1層生活支援コーディネーター、区内各地域ケアプラザ等と連携を図り、事業実施を行います。
- ③ 生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、ケアマネジャーが持つ専門性をいかし、地域ケアプラザ全体で取り組みを推進していきます。

(2) 地域アセスメント(ニーズ・資源の把握・分析)

- ① 自治会・町内会の支援を行った内容を地域支援記録に記録し、毎月全体職員会議で地域状況の共有を行い、地域支援を行っていきます。
- ② ケアプラザで実施している自主事業や、住民主体で地域に開かれた活動を行っている福祉団体の情報をまとめた地域活動・サービスリストをケアマネジメントで活用できるよう更新を行っていきます。
- ③ 公共施設、高齢者、障害、子ども関連施設、病院、企業などをまとめた地域資源情報をケアプラザ内で共有し、ケアマネジメントで活用できるよう更新を行っていきます。
- ④ 地域行事や老人クラブの活動へ積極的に参加し、ヒアリング等で地域特性、最新の情報を収集し、地域の高齢者の生活課題やニーズ把握に努めます。

(3) 連携・協議の場

- ① 民生委員・児童委員と友愛活動員の懇談会を機会に、地域での見守りについて、見守りをする側の横のつながりの強化や、見守られる側のニーズを把握することに努め、双方に支援を行います。
- ② 高齢者の集いの場の参加者の減少・新しい取り組みへの抵抗感による行事の恒常化等の課題を改善していく為、単位町内会の枠を超えた横のつながりを作って行けるように協議の場を設け働きかけ支援を行っていきます。
- ③ 様々な地域への参加を通じ、地域の特性や実状、強みや弱みを把握することでそれぞれの地域の目指す地域像をともに考えていきます。また、地域のニーズに応じて、必要な生活支援や介護予防・社会参加サービスの創出、継続、発展に向けた働きかけをします。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- ① 自治会・町内会、老人クラブなど地域の方向けに、生活支援体制整備事業の周知に努め、地域の方同士の支え合いの仕組みづくりを進めていきます。
- ② 自治会・町内会、老人クラブなどのさまざまな情報が共有出来るよう進めていきます。
- ③ 広域の地域課題については、鶴見あいねっと地区別支援チーム会議を中心に鶴見区役所、鶴見区社会福祉協議会と情報共有を図り、連携して課題解決に取り組みます。
- ④ 毎月1回行われる生活支援コーディネーター連絡会を通し、区内各地域ケアプラザと情報共有しながら広域課題に取り組んでいきます。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

① 地域におけるネットワークの構築

- ① 地域の会合、行事、祭礼等への参加、協働、共催および日々の訪問を通して自治会町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員、保健活動推進員、消費生活推進員、介護事業所、ボランティア組織、商店、郵便局、医療機関、社会福祉協議会、行政機関など地域の諸団体と「顔の見える」関係を築き、ネットワークの構築、個別の支援を行います。
- ② 地域の方に、地域ケアプラザを身近に感じていただけるよう、また気軽に地域ケアプラザに足を運んでもらえるよう、自主事業を企画運営し、ケアプラザ内の活動だけではなく、自治会町内会等と協力した「出張講座」を行うなど積極的に地域に溶け込んだ活動を行って行きます。
- ③ 地域ケア会議の開催により、要援護者の持つ課題を個別に解決する支援を行うとともに、地域でのネットワークを広げ、また地域での見守り、支え合いについて地域住民とともに考える機会とします。
- ④ 生麦第一地区民生委員・児童委員、友愛活動員のそれぞれの代表者と地域ケアプラザの三者での見守り活動についての情報・意見交換会を定期的におこない、見守りネットワークの構築にむけた支援を行います。
- ⑤ 地域の民生委員・児童委員、友愛活動員向けに、見守り・支え合い活動に関する研修を行い、見守りネットワークの構築、地域包括ケアシステムに対する理解を深める機会とします。

②実態把握

- ① 民生委員・児童委員や老人クラブ、保健活動推進員、医療機関、地域住民など地域の団体、個人と日々相談しやすい関係を築き、訪問依頼や情報提供を受けた場合、速やかに実態把握訪問を行い、困り事や課題の把握を行います。
- ② 鶴見区からの相談票は適宜職員が内容確認を行い、ケアプラザへの相談に繋がったケースの相談後の経過、および後日の相談がないままのケースなどの状況把握を相互にできる体制づくりに努めます。
- ③ 継続的に支援が必要な場合は、福祉保健センターの地区担当ケースワーカーや保健師、サービス事業所、医療機関などと協力できる体制を構築し、切れ目のない支援を行うように努めます。

③総合相談支援

- ① 相談の初期対応については、職種を限定せず行います。主訴を的確にとらえるために、丁寧な聞き取りを心掛けます。継続相談、またはアウトリーチしやすいような関係性を築けるように、主担当制をとりますが、職員同士での情報共有と対応の整合性に努めます。
- ② 地域のワンストップ窓口として、福祉関連制度の案内を的確に出来るよう、横浜市内関連機関、および鶴見区の担当との協力体制を維持します。また、相談内容によって専門職へ引き継ぎ、また必要に応じて、他の専門相談窓口へ繋がります。
- ③ 相談の記録は、相談票を作成し継続的に支援が必要なケースは適宜記録を残し、特に多問題を抱える困難ケースについては職員間、および関係機関での情報共有を心掛けます。

(2) 権利擁護業務

①成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

- ① 地域の方に、今まで以上に権利擁護に関連する制度を知っていただくために、定期的開催する講座の中で繰り返し伝えていきます。
- ② 相談内容に応じて、あんしんセンター、成年後見制度の利用に関する情報を提供します。
- ③ 行政や他ケアプラザ社会福祉士と協働し、連絡会等を活用し、研修、研究に努めます。
- ④ エンディングノートの利用促進講座で、あんしんセンター、成年後見制度、金銭管理の問題、身上監護について繰り返し伝えていきます。

②高齢者虐待への対応

- ① 鶴見区の地区担当職員、地域の民生委員・児童委員、地域住民、事業所など様々なつながりから情報を得て、虐待の早期発見、予防に努めます。
- ② 虐待の可能性が疑われるときは、関係機関と協働し虐待対応フォロー表に従い迅速に対応します。
- ③ 虐待の発見や通報、その後の対応などの際にお互い協働できる関係性を地域の中で築く取り組みを行います。
- ④ 介護者が孤立しないように、介護者支援を目的にした事業を企画、開催します。
- ⑤ 介護者が介護疲れや、他者に理解されないことを苦にして、その結果虐待を生じる事がないよう、地域との連携を模索していきます。

③認知症

- ① 認知症を抱えながらも地域で穏やかな生活を継続できるように、認知症に関する理解につながる情報を地域の方々に、認知症サポーター養成講座、およびその他の講座の機会に伝えていきます。
- ② ケアプラザの全職員が、それぞれの連絡会や研修参加を通して認知症に関する知識や相談援助技術を高める事に努めます。
- ③ わになるネットについて、手引きに沿って鶴見区、区内各地域ケアプラザと協働で運用し、さらに充実した運用ができるよう、鶴見区、区内各地域ケアプラザ、登録機関と意見交換、情報交換を重ねていきます。
- ④ 認知症により金銭管理、契約、判断に援助が必要となった場合に備えて、エンディングノートを活用できるように、講座の中で繰り返し伝えていきます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ① 事業所や商店、インフォーマルサービス等社会資源の情報を調査、集約し電話、対面での情報提供の他、ケアプラザ広報誌などを利用して地域住民、介護事業者に提供します。
- ② インフォーマルサービスの把握、新たなサービスの開拓に向け、老人クラブの会議、行事への参加、講師派遣等の協力により、老人クラブとの協力関係構築および情報共有、意見交換をおこなっていきます。
- ③ 民生委員・児童委員協議会への参加、見守り推進事業における協働により、民生委員との連携を図り地域課題の共有をおこないます。またケアマネジャーや医療介護関係機関職員と民生委員・児童委員の合同懇談会を開催し、連携に向け支援します。
- ④ 見守り、支え合い活動の充実に向けて、老人クラブと民生委員・児童委員の連携のための支援をおこないます。
- ⑤ 地域ケア会議への地域住民、関係機関の招請により、個別の要援護者の課題解決、地域の課題の発見に地域住民、関係機関とともに取り組んでいきます。

②医療・介護の連携推進支援

- ① 担当区域内の病院と合同で、病院地域連携担当職員、ケアマネジャー、介護事業所職員を対象に合同連絡会をおこないます。最新の医療、介護制度や現状についての情報、双方の視点を共有し、より良い医療介護連携を目指す機会とします。
- ② 鶴見区主任ケアマネジャー連絡会、鶴見区在宅医療連携拠点、鶴見事業者連絡会つばさねっと、鶴見区訪問看護ステーション連絡会の共催で、ケアマネジャーと介護事業者、訪問看護事業者等多職種での合同連絡会を実施し、訪問看護事業所一覧の更新を行います。
- ③ 鶴見区主任ケアマネジャー連絡会、鶴見事業者連絡会つばさねっとの共催で、ケアマネジャーと医療機関との合同連絡会を実施し、連携の方法について考える機会とするとともに、医療機関とケアマネジャーの連携のための情報シートの更新をおこないます。また、複数回の連絡会企画会議を通じて、ケアマネジャー、医療機関地域連携担当者が常時連絡、連携しやすくするための情報交換、意見交換をおこないます。
- ④ ケアプラザ協力医・協力歯科医・協力薬局と協働で地域向けに相談会や健康に関する講座などを実施します。

③ ケアマネジャー支援

- ① 居宅介護支援事業所への定期的な訪問をおこない、ケアマネジャーの実態や業務上の困りごとを把握し、困りごとがあれば内容に応じて地域の支援者、他事業者、医療機関、さわやか相談室、行政、他機関とのネットワークづくりを支援します。
- ② 区内諸機関の開催するケアマネジャー向け研修の開催計画を取りまとめ、各機関が効率的な研修を開催できるよう支援します。
- ③ 鶴見事業者連絡会つばさねっと主催研修、役員会等に区内地域ケアプラザと輪番で切れ目なく参加し、事業者連絡会に対する助言、支援をおこないます。
- ④ 鶴見区主任ケアマネジャー連絡会、鶴見事業者連絡会つばさねっとの共催で、介護保険法改正に関する研修を実施します。
- ⑤ 介護予防ケアマネジメント業務委託先のケアマネジャー向けの介護予防ケアマネジメントに関する研修会をおこなうほか、新任ケアマネジャー向け、主任ケアマネジャー向けの連絡会、研修会を区内地域ケアプラザと協働し、ケアマネジャーの質の向上に取り組みます。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- ① 地域ケアプラザの全職種がそれぞれ専門分野でのネットワーク作りを研修企画、連絡会、地域ケア会議等の機会を通じておこない、各関係機関との信頼関係を深めることによって、個々の支援困難ケースについて迅速な支援を提供します。また、個別ケースの支援ネットワーク構築の拠点として、地域の支援者や機関、事業者間の連携支援をおこないます。
- ② 個別レベル地域ケア会議を年4回以上、包括レベル地域ケア会議を年2回以上実施します。このうち包括レベル地域ケア会議について、企画の段階から地域の福祉保健関係者の関与を得て実施し、地域包括ケアシステムへの地域住民の関心、当事者意識をより強いものとしていきます。
- ③ 地域ケア会議開催状況および会議で明らかになった地域課題を、毎月の生麦第一地区あいねっと地区別支援チーム内で共有し、相互間の調和を図っていきます。
- ④ 鶴見区在宅医療連携拠点と協調して鶴見事業者連絡会つばさねっと、鶴見区訪問介護連絡会、鶴見区訪問看護ステーション連絡会、鶴見区医師会、鶴見区歯科医師会、鶴見薬剤師会への協力、相互の関係性構築のための橋渡しをおこない、ネットワーク構築を支援していきます。
- ⑤ 鶴見区主任ケアマネジャー連絡会、鶴見区在宅医療連携拠点、鶴見事業者連絡会つばさねっと、鶴見区訪問看護ステーション連絡会の共催で、多職種連携に関する合同連絡会を開催し、多職種協働の具体的な方法について、ケアマネジャー、介護事業者、訪問看護事業者、地域包括支援センター、行政で意見交換ができる機会とします。

(5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

- ① 身近な相談窓口として、介護予防や介護に関する様々な相談に幅広く対応します。
- ② 支援計画書作成時には利用者の状況を踏まえ自立支援につながるような目標設定を心がけます。
- ③ 地域にある様々なインフォーマルサービス(老人クラブ活動やボランティア活動等)を支援計画書に取り入れ、地域の中で役割や生きがいを持って生活できるように支援を行います。
- ④ 委託を行う際は、指定居宅介護支援事業所と連携し、適切に支援が出来るように担当者会議等の場に同席し支援を行います。
- ⑤ 公正中立な立場で情報提供を行っていきます。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

- ① GoGo 健康！講座は、ケアプラザを会場として実施するだけでなく、地域の会場をお借りしての開催を計画・実施します。ケアプラザが遠い、あまり馴染みがないという高齢者の方も参加しやすいように老人クラブや民生委員・児童委員に協力を仰ぎ新たな参加者獲得を目指します。
- ② 元気づくりステーション支援としては、それぞれに場所・メンバーに合った介護予防・健康づくりの取り組みを盛り込んでいけるように、話し合いの場の設定やアイデアの共有に努めます。
- ③ 様々な集いの場へ出かける際には、介護予防・健康づくりにつながる情報をよりわかりやすく伝えることが出来るように努めます。
- ④ 自主事業や講座はケアプラザで実施しているなまちゃんスタンプラリーの一環に位置付け、参加者の方々の参加意欲・継続意欲を維持し、より自身の健康づくりや介護予防に自主的に取り組めるように支援を行います。

その他

--

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との相違部分

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

- ① 所長を施設維持管理責任者、サブコーディネーターを日々の巡回担当者とし、維持確認を努めると共に、職員を各室責任者として配置し、不具合があった場合は速やかに所長に報告、修理営繕に努めます。
- ② 業務確認会などで不具合がないかなどの確認を行うとともに、修繕を行った場合には情報を共有し職員の意識向上につとめ、適正な維持管理を行います。
- ③ 委託管理項目については、業者との連絡を密にし、確認徹底を行います。
- ④ 同敷地内にある生麦地区センターや、近隣施設のふれあいの家などと連携をとり、必要に応じて共同で管理運営、共同した保守、管理にあたります。

イ 効率的な運営への取組について

- ① 月次職員確認会において収支確認を行い、職員全体の効率的運営への意識を高め効率よい運営に取り組みます。
- ② 日々の業務確認会等で情報連絡を密にし、同種の業務を統合するなどして効率的な業務遂行を行うよう心がけます。
- ③ 節電に積極的に取り組みます。

ウ 苦情受付体制について

- ① マニュアルに沿って迅速に対応します。
- ② 必要な場合はすみやかに区に報告を行い、指示を仰ぎます。
- ③ 個人情報に配慮しながら、回覧、業務確認会等での確認を通して、周知をはかり改善、防止に努めます。
- ④ 法人の第三者委員会の周知に努めます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ① 火災、地震発生時に対応する役割分担や対応手順を記したマニュアルの年度更新と職員への周知を行います。
- ② 所長を防火管理者とした消防計画により、消防訓練を行います。
- ③ 地域防災訓練に参加し、日常的に協力関係を築き非常時に備えます。
- ④ 年1回以上の備蓄物資数量点検を行い、適切な補充を行います。
- ⑤ 来館者には必ず声をかけるなどし、不審者の侵入を防ぐように努めます。
- ⑥ 施設巡回、点検の中で確認を行い、また、閉館時はすみやかに施錠を行い、防犯に取り組みます。
- ⑦ 緊急連絡網を整備し、夜間、休日などでも必要時は対応ができるように努めます。

オ 事故防止への取組について

- ① マニュアルをもとに、研修を実施し事故防止への意識を高めます。
- ② 日々の点検の中で確認を行い、業務確認会などで情報共有を行うとともに、安全衛生委員会を組織し環境整備を心がけます。
- ③ 必要な掲示などを行い、事故発生を防ぐための配慮を行います。
- ④ 書類送付などの際はマニュアルに従い、必ずダブルチェックを行い、事故防止に努めます。
- ⑤ 事故発生の場合は、業務確認会、職員会などで情報を共有し再発防止に努めます。
- ⑥ 法人全体の安全週間（7月）に合わせ、利用者などへ安全への啓発を行います。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

- ① 個人情報はその方の人格そのものであるという意識を持ち、その取り扱いについて配慮を高めます。
- ② マニュアル通りの作業の徹底を図り、必要な場合にはすみやかにマニュアルの改訂を行います。
- ③ 研修を行い、情報保護についての理解を深めるとともに誓約を行います。
- ④ チェックリストを利用し、随時確認し意識を高めます。
- ⑤ 施設内で知り得た情報の守秘義務についてボランティア・実習生にも説明を行います。

キ 情報公開への取組について

- ① 理事会資料、法人資料などをロビーに置き、自由に閲覧ができるようにします。
- ② 情報公開関係の必要な情報を積極的に掲示します。
- ③ ホームページなどの更新、ブログなどを利用し情報公開に努力します。
- ④ 必要な場合はケアプラザ広報誌などに記事として取り上げ周知を図ります。

ク 人権啓発への取組について

- ① 職員一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深め、あらゆる人権問題の解決への取り組みができることを目標に、研修を行います。
- ② 人権侵害を受けて苦しんでいる当事者の存在を知り、その思いに寄り添うことができるよう、様々な個別の人権問題について啓発を行います。
- ③ 自主性を尊重しつつ、ともに一緒に考えるという基本姿勢に立ち、主体性を持って、粘り強く取り組んでいきます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

- ① 横浜市の取り組みを来館者に理解して頂ける様に、PR のポスター、冊子などを置き活動の理解を図ります。
- ② G30 委員会を組織し、リサイクル、衛生管理などの取り組みを行います。
- ③ 節電への取り組みを実践し、環境への配慮について掲示すると共に来館者に理解を図ります。
- ④ 職員間でもリサイクルの実践例を紹介し、備品などを購入する際は、出来る限り環境に配慮したものを使用します。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

管理者 1名(兼務)

担当職員 3名(兼務)

(社会福祉士1名、主任ケアマネジャー1名、保健師1名)

《目標》

- ・身近な相談窓口として、介護予防や介護に関する様々な相談に幅広く対応します。
- ・ケアプラン作成時には利用者の状況を踏まえ自立支援につながるような目標設定を心がけます。
- ・地域にある様々なインフォーマルサービス(老人クラブ活動やボランティア活動等)をケアプランに取り入れ、地域の中で役割や生きがいを持って生活できるように支援を行います。
- ・委託を行う際は、ケアマネジャーと連携し、適切なケアマネジメントが出来るように担当者会議等の場に同席し支援を行います。
- ・公正中立な立場で情報提供を行っていきます。

《実費負担(徴収する場合は項目ごとに記載)》

介護保険料を滞納されている場合などを除き実費負担はありません。

《その他(特徴的な取組、PR等)》

- ・法人理念に沿って1人ひとりの利用者が自身の持ちうる力を活かして、地域とつながりある生活が送れるように支援をします。
- ・様々な専門職と連携・協働して支援体制を作ります。
- ・知識や実践力の向上を目指し、研修等で学びを深めます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
60	60	60	60	60	60
10月	11月	12月	1月	2月	3月
60	60	60	60	60	60

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者 1名（兼務）
 介護支援専門員 2名（兼務1名、専従1名）

《目標》

- ①可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減及び悪化防止など）が営めるよう利用者の意思を尊重しながら、心身の状況や環境に配慮した居宅サービス計画の作成を目標として支援します。
- ②地域包括支援センター、サービス事業者、行政、医療機関等と連携、協力を図り、利用者、家族の在宅生活を支援します。
- ③個人情報の取り扱いには十分な配慮を持って、ケアプラザ全体で丁寧な対応を心がけます。
- ④法令を遵守し、公正かつ中立なケアマネジメントを行います。
- ⑤地域の方々の活動拠点としてのケアプラザにある居宅介護支援事業所として介護者支援、社会資源の育成や活性について役割を持ち、地域のネットワーク作りを意識した支援を行います。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

介護保険料を滞納されている場合などを除き、実費負担はありません。
 担当者がサービス提供地域を超える場所への訪問出張をする必要がある場合は利用した公共交通機関の運賃実費について負担をお願いする場合があります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ①法人のスローガン「みつかる、つながる、よくなっていく。」に沿って、利用者一人一人に向き合い、より良い在宅生活が送れるように支援します。
- ②傾聴、受容、共感の姿勢で話しやすい雰囲気を作り、利用者の意思を尊重した居宅サービス計画の作成に努めます。同じ姿勢で定期的なモニタリングを行い、利用者の意思が常に居宅サービス計画に反映できるように努めます。
- ③豊富な社会資源の中から利用者の求めに合った支援ができるように、内外の研修の参加、自己研鑽、情報収集に努めます。
- ④地域ケアプラザにある居宅介護支援事業所として、地域包括支援センター、鶴見区、民生委員・児童委員と連携、協力を図り、迅速かつ適切な支援が提供できるように努めます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
35	36	37	37	38	38
10月	11月	12月	1月	2月	3月
39	39	40	40	41	41

平成30年度「生麦地域ケアプラザ」
収支予算書及び報告書(一般会計)<地域活動>

収入の部 (税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	17,610,000		17,610,000	17,610,000	0	横浜市より
利用料金収入			0		0	
指定管理料充当 事業	650,000		650,000	0	650,000	
自主事業収入			0		0	
雑入	0		0	0	0	
印刷代	0		0	0	0	
自動販売機手数料	0		0	0	0	
駐車場利用料金収入	0		0	0	0	
その他(指定管理充当分)	0		0	0	0	
その他(施設使用料相当額 法人負担分)	0		0	0	0	
その他(提案時控除 法人負担分)	0		0	0	0	
収入合計	18,260,000	0	18,260,000	17,610,000	650,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	11,331,000		11,331,000	0	11,331,000	
本俸	7,740,000		7,740,000	0	7,740,000	
社会保険料	967,000		967,000	0	967,000	
手当計	2,438,000		2,438,000	0	2,438,000	
健康診断費	36,000		36,000	0	36,000	
勤労者福祉共済掛金	0		0	0	0	ハマふれんど
退職給付引当金繰入額	150,000		150,000	0	150,000	
その他	0		0	0	0	
事務費	1,549,000		1,549,000	0	1,549,000	
旅費	36,000		36,000	0	36,000	
消耗品費	140,000		140,000	0	140,000	
会議随費	0		0	0	0	
印刷製本費	65,000		65,000	0	65,000	
通信費	541,000		541,000	0	541,000	
使用料及び賃借料	0		0	0	0	
横浜市への支払分	0		0	0	0	
その他	0		0	0	0	
備品購入費	0		0	0	0	
図書購入費	0		0	0	0	
施設賠償責任保険	79,000		79,000	0	79,000	
職員等研修費	20,000		20,000	0	20,000	
振込手数料	19,000		19,000	0	19,000	
リース料	114,000		114,000	0	114,000	
手数料	0		0	0	0	
地域協力費	136,000		136,000	0	136,000	
その他	399,000		399,000	0	399,000	
事業費	1,392,000		1,392,000	0	1,350,000	
運営協議会経費	42,000		42,000	0	42,000	予算-指定額
指定管理料充当 事業	1,350,000		1,350,000	0	1,350,000	
管理費	4,233,000		4,233,000	0	2,939,000	
建築物・建築設備点検	0		0	0	0	予算-指定額
光熱水費	1,294,000		0	0	0	
電気料金			0	0	0	
ガス料金			0	0	0	
水道料金			0	0	0	
清掃費	814,000		814,000	0	814,000	
修繕費	474,000		474,000	0	474,000	予算-指定額
機械整備費	557,000		557,000	0	557,000	
設備保全費	1,094,000		1,094,000	0	1,094,000	
空調衛生設備保守	356,000		356,000	0	356,000	
消防設備保守	70,000		70,000	0	70,000	
電気設備保守	390,000		390,000	0	390,000	
害虫駆除清掃保守	61,000		61,000	0	61,000	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	217,000		217,000	0	217,000	
共益費	0		0	0	0	
その他	0		0	0	0	
公租公課	950,000	0	950,000	0	950,000	
事業所税			0	0	0	
消費税	950,000		950,000	0	950,000	
印紙税			0	0	0	
その他()			0	0	0	
事務経費 (計算根拠を説明欄に記載)	0	0	0	0	0	
本部分			0	0	0	
当該施設分			0	0	0	
二一対応費			0	0	0	
支出合計	19,455,000	0	19,455,000	0	18,119,000	
差引	1,195,000	0	1,195,000	17,610,000	17,469,000	

自主事業費収入	650,000		650,000	0	650,000	
自主事業費支出	1,350,000		1,350,000	0	1,350,000	
自主事業収支	700,000	0	700,000	0	700,000	→自主事業(指定管理料充当の自主事業)費

管理許可・目的外使用許可収入	0		0	0	0	駐車場利用料金・自動販売機手数料収入等法人収入
管理許可・目的外使用許可支出	0		0	0	0	使用料(横浜市への支払等)
管理許可・目的外使用許可収支	0		0	0	0	

平成30年度「生麦(施設名)」
収支予算書及び報告書(特別会計)

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料(包括)	22,616,000		22,616,000		22,616,000	横浜市より
指定管理料(介護予防)	149,000		149,000		149,000	横浜市より
指定管理料(生活支援)	5,789,000		5,789,000		5,789,000	横浜市より
利用料金収入			0		0	
指定管理料充当事業(包括)	0		0		0	
指定管理料充当事業(介護予防)	100,000		100,000		100,000	
指定管理料充当事業(生活支援)	0		0		0	
自主事業収入			0		0	
雑入	0	0	0	0	0	
印刷代	0		0		0	
自動販売機手数料	0		0	0	0	
駐車場利用料金収入	0		0	0	0	
その他(指定管理充当)	0		0		0	
その他(提案時控除 法人負担分)	0		0	0	0	
収入合計	28,654,000	0	28,654,000	0	28,654,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	24,041,000	0	24,041,000	0	24,041,000	
本俸	14,224,000		14,224,000		14,224,000	
社会保険料	3,057,000		3,057,000		3,057,000	
手当計	6,085,000		6,085,000		6,085,000	
健康診断費	225,000		225,000		225,000	
勤労者福祉共済掛金	0		0		0	ハマふれんど
退職給付引当金繰入額	450,000		450,000		450,000	
その他	0		0		0	
事務費	1,700,000	0	1,700,000	0	1,700,000	
旅費	120,000		120,000		120,000	
消耗品費	360,000		360,000		360,000	
会議贈り費	30,000		30,000		30,000	
印刷製本費	80,000		80,000		80,000	
通信費	265,000		265,000		265,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0				0	
その他	0			0	0	
備品購入費	0		0		0	
図書購入費	0		0		0	
施設賠償責任保険	21,000		21,000		21,000	
職員等研修費	100,000		100,000		100,000	
振込手数料	5,000		5,000		5,000	
リース料	168,000		168,000		168,000	
手数料	0		0		0	
地域協力費	551,000		551,000		551,000	
その他	0		0		0	
事業費	1,513,000	0	1,513,000	0	1,513,000	
協力医	630,000		630,000		630,000	予算:指定額
指定管理料充当自主事業(包括)	425,000		425,000		425,000	
指定管理料充当自主事業(介護予防)	149,000		149,000		149,000	
指定管理料充当自主事業(生活支援)	309,000		309,000		309,000	予算:指定額
管理費	1,077,000	0	1,077,000	0	1,077,000	
建築物・建築設備点検	0		0		0	予算:指定額
光熱水費	344,000	0	344,000		344,000	
電気料金			0		0	
ガス料金			0		0	
水道料金			0		0	
清掃費	216,000		216,000		216,000	
修繕費	126,000		126,000		126,000	予算:指定額
機械警備費	117,000		117,000		117,000	
設備保全費	274,000	0	274,000	0	274,000	
空調衛生設備保守	77,000		77,000		77,000	
消防設備保守	18,000		18,000		18,000	
電気設備保守	103,000		103,000		103,000	
害虫駆除清掃保守	17,000		17,000		17,000	
駐車場設備保全費	0		0		0	
その他保全費	59,000		59,000		59,000	
共益費	0		0		0	
その他	0		0		0	
公租公課	0	0	0	0	0	
事業所税			0		0	
消費税	0		0		0	
印紙税			0		0	
その他()			0		0	
事務経費(計算根拠を説明欄に記)	0	0	0	0	0	
本部分			0		0	
当該施設分			0		0	
二一ス対応費			0		0	
支出合計	28,331,000	0	28,331,000	0	28,331,000	
差引	323,000	0	323,000	0	323,000	

自主事業費収入	100,000					
自主事業費支出	425,000					
自主事業収支	325,000			0		⇒自主事業(指定管理料充当の自主事業)費

管理許可・目的外使用許可収入				0		駐車場利用料金・自動販売機手数料収入等法人
管理許可・目的外使用許可支出				0		使用料(横浜市への支払等)、駐車場設備保全費
管理許可・目的外使用許可収支				0		

平成 30年度 地域ケアプラザ収支予算書及び報告書<介護保険事業分>

施設名:生麦地域ケアプラザ

平成30年4月1日～平成31年3月31日
(単位:千円)

	科目	介護予防支援			居宅介護支援			通所介護			予防通所介護・第1号通所介護		
		予算	決算	差引	予算	決算	差引	予算	決算	差引	予算	決算	差引
収入	介護保険収入	2400		2400	5300		5300			0			0
	その他	2800	0	2800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護予防ケアマネジメント費	2800		2800			0			0			0
	事業・負担金収入			0			0			0			0
				0			0			0			0
				0			0			0			0
				0			0			0			0
		その他			0			0			0		
収入合計(A)		5200	0	5200	5300		5300	0		0	0	0	0
支出	人件費	2400		2400	8000		8000			0			0
	事務費	200		200	200		200			0			0
	事業費			0	50		50			0			0
	管理費			0			0			0			0
	その他	2300	0	2300	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者負担軽減額			0			0			0			0
	消費税			0			0			0			0
	介護予防プラン委託料	2300		2300			0			0			0
				0			0			0			0
				0			0			0			0
	その他			0			0			0			0
支出合計(B)		4900	0	4900	8250	0	8250	0	0	0	0	0	0
収支(A)-(B)		300	0	300	-2950	0	-2950	0	0	0	0	0	0

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同様に記載をしてください。